第4回研究会 村上興匡報告 墓地と信教の自由

問題関心

本日は、このような法学関係の研究会にお呼びいただきまして、ありがとうございます。 先ほど申し上げましたように、私はかつて宗務課に勤めてはいたのですが、専門に勉強して いるというわけではありません。問題があると思ったら、ご指摘をいただければと思います。 去年の暮れに森先生からお電話をいただきまして、研究会で、宗教活動として墓地を運営 している立場で話をしてくださいということでした。たまたま他の研究会でお話ししてい て、私が考えるには、森先生は、やはり現状の墓埋法に非常に問題があるとお考えになって いて、特に先ほどお話がありましたような、また新しい葬法のようなものに対して、非常に 批判的な考え方をお持ちだと思います。あと、やはり現状の寺院が墓地運営をしていること に非常に問題点があると考えていらっしゃるのであろうことは、常々のつきあいで感じて おります。だから、そのような2つに関わる話をすればいいのかということで、登壇しまし た。

森先生の方からいただいたタイトルが、「寺院墓地と信教の自由、寺院の墓地運営をめぐって」というタイトルなのですけれども、私の関心は、どちらかというと、信教の自由よりは宗教の公益性の方に関心があります。この信教の自由と公益性の問題というものは表裏一体とは思いますが、内容的には、公益性の話の方が中心的になっています。この墓地の公益性をめぐる問題として、厚生労働省が考える公益性というものと、宗務家が考える公益性というものは、やはり少しスタンスのずれのようなものがあって、今回、森先生から事前にお送りいただいていた通達の問題などは、ちょうどそのような問題が関係しているのではないかと思います。それも、できるだけ話の中に入れればよかったのですけれども、うまく入っているかどうか、自信はありません。

1 寺院と墓地

前置きはそのような話になりまして、現状として、では葬儀はともかく、墓地に埋葬することが宗教行為なのかどうかという問題を、日本の仏教寺院の問題として考えるとどうだろうということが、その1の宗教行為としての葬儀、墓地という話です。これは、一般的に、仏教史等で言われているような話です。代表的な研究としては、竹田聴洲先生の『民俗仏教と祖先信仰』という本がありますが、この本はかなり大部な本で、いろいろなことが書いてあるのですけれども、その後半部分のところに、主に浄土宗の寺院の開創記、誰が、いつ、どう造ったかと、そのような記録を調べて、いわゆる供養寺院と言われている、お葬式や法事などをやるような全国の寺院というものが、大体、いつぐらいに成立したとされているかを明らかにした研究があります。これによると、9割以上は、応仁の乱が始まった年から、大体、諸宗寺院法度が作られた年までの間に、全国の供養寺院というものができ上がってい

るのだというようなことがあります。

これについて、山形大学にいた松尾剛次先生など、そのような先生方が、回国宗教者の研究のようなことをやっていらっしゃって、それとの関係で言われていることが、大体、この江戸の初期ぐらいが、いわゆる郷村の成立期ということです。元々の行政村の中のさらに部分であるこの郷村単位を幾つかに分けて、葬式組や契約講などと東北などでは言うと思いますけれども、そのような単位ができて、葬儀実働の手伝いというようなことをやっています。この郷村というものが成立した時期が、大体、この竹田先生が言っている時期と重なって、このぐらいの頃から、いわゆる家産というものが代々継承されるようになったと考えられています。家産が継承されるというと、その家産をもたらしてくれた先祖に対する祭祀というようなものが広まっていくのと並行して、回国聖の人たちが葬儀の手伝い、司式のようなことをやるようになりました。江戸期になって開国聖が定着をして、いわゆる墓の中の持経堂のようなものがお寺になっていくのと、反対にお墓を持っていなかった寺が境内墓を造っていくような形で、今の檀家制度の元ができたと言われています。

そのような意味では、葬儀や墓地などというものが、地域共同体とかなり密接につながる 形の中で、その地域共同体の中に墓地とともにお寺ができてというような形になっている ものが、現在の仏教寺院の 9 割ぐらいのルーツだと考えることができます。これは、本当に 全国的なのかどうか分からないのですけれども、少なくとも、関東近県で私が幾つかの村落 調査などでインフォーマントから葬儀についての話を聞くと、自分たちは同葬共同体であ るというような話をよく聞きます。浄土宗などだと、倶会一処などと言いますけれども、現 世でけんかをしていても、死ぬときには、一つのお墓に入るのだというようなことを言うわ けです。そのような意味では、葬儀をして、墓地に入るということは、もちろん仏教史的に 見て 9 割以上、今までは行われてきたものですけれども、宗教行為であることと同時に、共 同体的な営みであると考えることができると思います。

事業型墓地

これが、大体 1960 年代から 70 年代ぐらいの高度経済成長期に、「家」というものが地域 社会から独立をしていくというようなことが起きます。それまでは、お葬式は村の行事だと いうように、少なくとも地方では考えられていたわけですけれども、それが、個々の家が本 当にプライベートに行う行事に変わっていくということが、全国的に広がっていくのが 1960 年代から 70 年代ぐらいです。このぐらいの頃に、いわゆる葬式組ではなくて葬祭業者 に、先ほどの大石先生のお話でしたか、「宗教的」でないお葬式の実務のようなものを地域 共同体がやっていたものが、いわゆる業者に移っていくという時期です。なぜそのように変 わっていくかというと、それは、今までは先祖伝来の農業のようなものをやっている人が大 部分だったのだけれども、いろいろなところに勤めに出るようになって、そこの関係者が葬 儀に会葬するようになります。また、今までは、住んでいる人とその職業というものが、農 業だというとその1個所なので、職業上のつながりがその近隣住民のつながりとうまく重 なっていたものが、だんだんずれて拡散してしまって、会葬者はたくさん参加するのだけれども、葬儀に深く関わる人の割合というものは、むしろ減少する。このような変化が全国的に進むのが1960年から70年代です。

これは 10 年ぐらいぶれがあるのですけれども、1990 年代から後ぐらいになってくると、東京を中心として、いわゆる死後の自己決定のようなことを言う人が、たくさん出てきます。 先ほどから出てきている埋葬の自由のような話というものを、葬送の自由をすすめる会という、散骨を中心とする会が活動を始めるのも、この 1990 年代です。人生の葬儀というようなものは多様化をしていって、人生の最終表現、個人の葬儀として、その葬儀を行うことが盛んに言われるようになるのが、1990 年代以降ということです。これの社会的背景には、いわゆる少子高齢化という問題があって、この少子高齢化というものは、いわゆる世代間が同じところに暮らして老後にならない、いい意味では、高齢者の自立という話になりますし、悪く言うと高齢者の孤立という話になると思います。自分の葬式の費用をあらかじめ準備するような額が、大体、このぐらいの頃から高くなったと、そのような研究をしている人もいます。死後のことについて、他人(子供)に迷惑をかけないというようなことが、これは今もそうですけれども、キャッチフレーズになっているわけです。

一方で、1970 年代ぐらいから大都市に人口が流入します。この都市での状況を指して、宗教浮動層という言い方をしたのが大正大学の藤井正雄先生です。この先生は、お葬式や墓地などについて、1980 年代ぐらいまでは中心的に研究をされた先生だと思いますが、1970年代ぐらいの都市化の檀家制度への影響をまとめた本として、あまり厚くない本ですけれども、『現代人の信仰構造』という本が出ています。その本の中で、都市の寺檀制度について調べているのですけれども、その中で、やはりたびたび指摘をされていることが、檀家というものは、寺院墓地を持っている者が檀家であるというような考え方です。

一方で、このぐらいの頃から、地方でも、いわゆる地方公共団体が造った管理型霊園に墓地を持っていて、葬儀の方をお寺に委託をするというような人が、増えてきます。私が住んでいる群馬県の高崎市ぐらいだと、大体 60 年代、70 年代ぐらいから並行して増えてきて、檀家のありようというようなものも、葬儀や墓地のありようと並行して変わってきている印象があります。

宗教法人が行う事業としての霊園は、これは宗務課の考え方では、宗教法人法上の扱いという面で、二つに分けています。宗教法人では、宗教法人規則というものを、それぞれの法人で定めなければいけないことになっていて、宗教法人法では、「宗教法人は、公益事業およびその他の事業を行うこと」ができると言われています。事実上は、宗旨に反しない限りでは、全ての事業を行うことができるわけです。そこで、信者の墓地を運営することに関しては、宗教活動として扱われるので、墓地を持っていたとしても、それが信者用の墓地である場合には、事業として扱わないというようなことがあります。

一方で、宗派に関わらない墓地、誰でも入れるような墓地というものは、霊園という扱いになって、これは公益事業という形で、宗教法人規則にしっかり書き入れなければならない

という扱いになっていっています。このような傾向が盛んになったのがいつであったかに関しては、お配りしている、数年前に『宗教法』に載せていただいた、「墓地の公益性を巡る省庁間の相違について」という論文の2ページにある、墓地の新設に関する通達文の3-1が、その最初のものだと考えられます。この中で、例えば「現在ある共同墓地については、総ての宗教の信者は、各自の宗教の意義に従つて死者を葬むらねばならぬという原則に従って、墓域内の各派毎に整然たる区劃を設け、神道、仏教、キリスト教等の信者の埋葬に支障なからしむること」や、「使用者の増加又は区劃整理等の為従来の墓地著しく狭隘となり新設の必要となる場合は、市町村等公共団体に共同墓地としての許可を与え、区劃を設けて神道、仏教、キリスト教等の信者、信仰不明の死者の為の埋葬場所を明らかにし、使用上支障なからしむること」、「市町村等公益管理に属する共同墓地の新設不可能にして、事情やむを得ざる場合には、寺院、教会等にも、其の必要とする範囲内に於いて新設を許可するも支障ないこと」というようなことが書かれてあります。

このことから、10 ページのところに、少し参考文献を載せさせていただいていますけれども、例えば東京大学の川添善行先生が、「首都圏における事業型墓地開発の実態とその対策」で、東京の墓地が、いつぐらいから許可がたくさん出ているか調べると、「新設に関する件」の後だという研究結果を示しておられます。この頃から、宗派によらない霊園事業というものが行われるのですけれども、これは、基本的には公益法人、もしくは宗教法人以外は認めないのです。なぜ認めないかというと、それは永続性が民間の事業法人だと、担保できないからだという趣旨だと言われています。

しかし、事実上宗教法人が霊園の運営の主体になると、特に 1970 年代から 80 年代にかけて、全国的にどのようなことが起きてきたかというと、石屋さんが資金を出して、各宗派の寺院の名前で、その宗派によらない霊園事業を行うようなことが起きます。霊園というものは、やはり迷惑施設でもあるので、地元の墓地建設の反対運動などが、1990 年代から、いわゆるマスコミを騒がすようになりました。先ほどお話のあった日本墓園の破綻というものが、やはり大体 1990 年ぐらいです。その破綻によって、公益法人に対しても、目的外使用の活動を制限するようになりますし、宗教法人のいわゆる名義貸しというようなことに関しても、非常に強い制限がかかるようになっていきました。

一応、このようなことが背景としてあると考えたときに、墓地と「宗教」の公益性が問題となると思います。墓地は公益的な側面があるということは、今日の二先生のお話でも、ヨーロッパでも非常によく示されていたと思います。では、日本の場合はどうかというと、例えば森先生が明らかにされているように、明治の初年に墓埋法の元として、警察令というようなものができています。その中で、墓地が民法の中で祭祀財産として認められるような形になったのは、当時の家族国家観的な社会秩序そのものの一番下の単位が家なのだから、戸主というようなものを立て、家の先祖を祭祀する財産として、墓地を公的に位置づけるということがありました。その墳墓が置かれる墓地が、公益的な施設であるという位置づけになったのだと考えているといえます。

だから、日本においても、墓地の安定供給というものが、基本的には、行政側の責任になったということは、先ほどの通知文で明らかなのです。でも、現実問題として、その専門になっている方、公共団体が持っている予算で、霊園を十分に提供するというようなことが難しいために、例えば東京都などは、名義貸しなどでかなり問題が起きたり、地元の墓地反対運動があったり、その地域内でも、例えば条例等で新設を禁止するような話になることがあるのだと思います。

宗教と墓地の公益性

では今度は、「宗教」の方の公益性というような話は、どうなのかという話です。これは、戦前までの宗教行政と戦後の宗教行政で、大きく転換している点があるのではないかと思います。戦前の宗教団体法の中の宗教法人の位置づけというようなものを見ると、明らかに「宗教」は、秩序維持に資するものとしての宗教という位置があります。それが、戦後になると、人権支援などそのような話とつながってくるのだと思いますが、信教の自由が日本国憲法 20 条に定められて、それに基づく形で、宗教法人というものが宗教活動を自由に行うのだという位置づけになり、現状の宗教法人法も、基本的には戦後の宗教行政の中での位置づけになっていると思います。民主主義を支える思想信条の自由の基盤として、信教の自由というものを考えて、この信教の自由を従前に行うために、政治と宗教を分離する、政教分離というような話が出るわけなのです。その中では、基本的には個人の権利として、信教の自由を認めるというようなことになってくるのだと思います。

では、墓地が持っている公益性というものは、どちらかというと、戦前までの公益性に近い、共同体的な公益に近いように、その位置づけとして、個人の権利としての信教の自由というものが、どのようにうまく結びつくのかが、私的には非常に関心のあるところです。現状、宗教法人と墓地・霊園の問題は、この辺はここにいらっしゃる先生には釈迦に説法だと思うのですけれども、一つは、無縁化社会の話があります。墓地が継承されない話です。都心では、いわゆる人口が流入して、高齢者の層が増えているので、墓地不足というようなことがある一方で、地方では逆に過疎化が進んで、若い人たち、子供を埋める女性の数が減って、地方は消滅するのだと、そのような議論があります。そうすると、先祖伝来祭祀をされていた墓地の継承が、深刻な問題になってくるのです。

どのようなやり方というものが出ているかというと、ここに基本的なモデルの一つになった安穏廟、小川先生がちょうどいらっしゃいますけれども、いわゆる永代供養墓という形で集合墓を行って、一定の金額をあらかじめ払って、弔い上げまでの供養を受けます。そのままそこにいられるようなタイプもありますし、一定の供養が終わった後には合葬するというタイプのものも今はあると思います。先ほど樹木葬の話がありましたけれども、これは少し違っていて、「樹林墓地」です。樹林墓地というものは、東京都の小平霊園内にできて、毎年抽選で、非常に高い倍率になります。これはなぜで高い倍率になるかというと、普通は骨を持っていないというと、公営の霊園に申し込みはできないのですけれども、この樹林墓

地の場合は無くてもできる形です。樹林の下に共同埋葬施設を設けて、その中に分けない形で遺骨を入れて、埋葬をするのです。非常にお金がかからない、先ほど言った子供たちに迷惑をかけないということを、樹林墓地に当選した人は選定理由として言われます。

送骨

葬墓習慣や寺院の社会的地位をめぐる状況というものが、非常に端的に表れた問題として、送骨などがあります。一番初めに多分マスコミ等で紹介されたものは、これは少しおかしくなっていますが、富山県に大法寺というお寺がありまして、ここでは、いわゆる特殊清掃業者が部屋を片付けると、遺骨が出てくることがあるわけです。お年寄りが夫婦で暮らしていて、片方が亡くなるとそのお骨ができるわけですけれども、それをお墓に入れないで、特に孤独死されてしまうような人は、部屋の中に遺骨があります。そうすると亡くなった人も含めて、骨つぼが二つできてしまうわけです。必ずしもそれの引き取り手がないという場合に、この大法寺に送ると、先ほどの樹林墓地と同じような形で一括して供養してくれる、そのような仕組みです。この大法寺がNHKや朝日新聞などで紹介をされて、継承者を持たない人の終活の手段として、このような送骨というものがあると扱われるようになりました。現在ではインターネットを通じて、『送骨.com』というものがあって、そこで地域の寺院だけではなくて、いわゆる公益法人のようなところがやっている霊園でも、この送骨を受け入れている状況はあります。

愛媛県で、この送骨をやるための施設というものを造ったときに、これを認めなかったことに対して行政上の訴訟があって、それが結局二審まで行きました。その二審の後は追いかけていないのですけれども、少なくとも二審の結果が、『宗務時報』の115号に載っていて、この施設での送骨というものは、基本的には認めないという判決が出ました。

とりあえず、何かテーマのご紹介のようなものをした後で、意見交換の方に時間を使う方がいいと思いますので、簡単にまとめのような話をします。基本的には、葬送墓制の問題は、非常に個人化をしてきているということが一つあると思います。従来、葬儀やお墓は、家や祖先祭祀というようなものの中で考えられてきたのです。少なくとも高度経済成長期以降のお葬式などは地域から離れて、昔は社葬なども盛んに行われましたけれども、そのような会社関係からも離れて、非常に個人化をしています。そこでは、個人の最後の自己表現は葬式だと言われるようになって、例えば葬式関係の用具と、結婚式の用具というものは非常に似てきて、亡くなるときに、その人の一生がスライドで会葬者に対して示されるような葬儀が、今行われるようになってきています。遺族も、グリーフケアの側面というものがそれと同時に表現されて、「私の葬儀」、「私の大切な人の葬儀」という形になっているので、公的な側面は非常に後退していく、葬儀がプライベートなものになっているということがあるのではないでしょうか。

お墓に関しても、檀家というようなものに関しても、現在、後継者問題が地方のお寺では 非常にあります。最初は地域のお墓だし、地域のお墓に結びつく形でできていた地域のお寺 だったわけです。そのような公的な共同体的側面が後退したことによって、仏教寺院という ものも、少なくとも今の若い人たちからは、あまり公的な存在だとは思われていないのでは ないかと思います。

併せて、都市への人口流出によって、市町村そのものの存続が危ぶまれている状況で、地方で家じまいや墓じまいなどというような動きが見られます。そうすると、家がなくなって、お墓もなくなると、それは檀家がいなくなるということですから、その地域寺院の存在基盤が揺らいで、今度は寺じまいというものが起きるのではないかと思います。

NHKで、お坊さん便などの記事があったときに、併せて、お坊さん便に応募をしているお寺というような紹介があって、それは、例えば地方のお寺がお坊さん便の仕事を受けて、東京まで来て、法事をして帰ります。一つやるだけだと、宿泊を伴うなどして赤字だというような形でも、寺院経営をするために必要で、やっているというようなことです。例えば、送骨を積極的にやっていると紹介されている、埼玉県の見性院というところがありますけれども、そこでは、檀家制度をやめて、会員制のお寺にするようなことをやっています。

そのような状況の中で、宗教法人としての寺院や、そこにある墓地などは、信教の自由などを、法律の関係でどのような問題があるかということとして、ある程度の公益的性格を期待されて、宗教法人の墓地運営が認められてきたということだと思うのです。現状では、その公益性が、経済的な意味でも、宗教法人の位置づけ的な意味でも、公益性があると言えるかどうかは疑問があるのではないかと、今少し考えていることです。

もしかすると、かなり森先生の方からのリクエストからずれてしまっているかもしれないのですが、一応、形式上、森先生から当てられたことに対して、私が考えるとこのような感じになるということです。もし追加で、何かもっとこのような話をというものがあれば、できる範囲で務めさせていただきたいと思います。以上なのですけれども、よろしくお願いします。